

修正国際基準公開草案第 3 号

2016 年 12 月 6 日

「修正国際基準の適用（案）」

「修正国際基準の適用」（2016 年 7 月 25 日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛を付している。）。

公開草案	現行
修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準） 修正国際基準の適用 2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 最終改正 XXXX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会	修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準） 修正国際基準の適用 2015 年 6 月 30 日 改正 2016 年 7 月 25 日 企業会計基準委員会
適用時期 5. 修正国際基準は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。	適用時期 2015 年 6 月公表の修正国際基準 5. 修正国際基準は、2016 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。
6. XXXX 年 XX 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。	2016 年 7 月改正の本文書 6. 2016 年 7 月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。
別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等	別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等

公開草案	現行													
(中 略) 会計基準（2016 年 9 月 30 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの） <table><tr><th>会計基準の名称</th></tr><tr><td>(中 略)</td></tr><tr><td>IFRS 第 13 号 「公正価値測定」</td></tr><tr><td>IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」</td></tr><tr><td>* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」</td></tr><tr><td>(以下 略)</td></tr></table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 13 号 「公正価値測定」	IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」	* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」	(以下 略)	(中 略) 会計基準（2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの） <table><tr><th>会計基準の名称</th></tr><tr><td>(中 略)</td></tr><tr><td>IFRS 第 13 号 「公正価値測定」</td></tr><tr><td>* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」</td></tr><tr><td>(以下 略)</td></tr></table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 13 号 「公正価値測定」	* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」	(以下 略)		
会計基準の名称														
(中 略)														
IFRS 第 13 号 「公正価値測定」														
IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」														
* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」														
(以下 略)														
会計基準の名称														
(中 略)														
IFRS 第 13 号 「公正価値測定」														
* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」														
(以下 略)														
解釈指針（2016 年 9 月 30 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの） (以下 略)	解釈指針（2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの） (以下 略)													
(参考) 2016 年 9 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、エンドースメント手続を開始していないもの <table><tr><th>エンドースメント手続を開始していない会計基準等</th><th>公表時期</th><th>各基準等の発効</th></tr><tr><td>IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」</td><td>2014 年 5 月</td><td rowspan="3">2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効</td></tr><tr><td>「IFRS 第 15 号の発効日」</td><td>2015 年 9 月</td></tr><tr><td>「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」</td><td>2016 年 4 月</td></tr><tr><td>IFRS 第 9 号「金融商品」（2014</td><td>2014 年 7 月</td><td>2018 年 1 月 1 日</td></tr></table>	エンドースメント手続を開始していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	2014 年 5 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	「IFRS 第 15 号の発効日」	2015 年 9 月	「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2016 年 4 月	IFRS 第 9 号「金融商品」（2014	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日	(新 設)
エンドースメント手続を開始していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効												
IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」	2014 年 5 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効												
「IFRS 第 15 号の発効日」	2015 年 9 月													
「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2016 年 4 月													
IFRS 第 9 号「金融商品」（2014	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日												

公開草案			現行
年)		以後開始する事業年度から発効	
「投資者とその関連会社又は共同支配企業との資産の売却又は抛 出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)	2014 年 9 月	IASB が決定する 日 (2016 年 9 月 30 日現在未定) 以後開始する事業 年度から発効	
「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の 修正の発効日」	2015 年 12 月		
IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日 以後開始する事業 年度から発効	
「株式に基づく報酬取引の分類及 び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日 以後開始する事業 年度から発効	
「IFRS 第 9 号「金融商品」の IFRS 第 4 号「保険契約」との適用」 (IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日 以後開始する事業 年度から発効 (ただし、一部の 取扱いには 2018 年 1 月 1 日より 前に発効する場合 がある。)	

以 上